

短期大学での学芸員補の養成について

— 全博協55年度大会から —

橋 昌 信

全博協55年度大会

全国大学博物館学講座協議会の昭和55年度大会は55年6月13日、14日の両日、別府大学において開催された。参加大学31校、参加者は教育・教務関係者あわせて50余名である。開講大学が集中している関東・関西から遠く離れた地方での大会にしては盛況であったと言えよう。

13日午前中に総会と講演、午後から教育・教務の各部会と、両部会をふまえての合同部会が行なわれた。翌14日は国東半島で現地研修会がもたれた。

教育部会のテーマは、「博物館実習の実情と問題点」で、国学院大学の加藤有次氏によって、国学院大学と杉野女子大学の事例報告がなされた。別府大学の事例報告は後藤重巳氏が行なった。それぞれ有意義で示唆の多い報告であったが、博物館学講座（課程）を開講している多くの大学で当面している具体的な問題と思われる博物館学講座の受講生の数およびその制限の必要性についてやその方法、博物館実習のあり方など、今回のテーマの1本の柱である「問題点」の影が全体的に薄れてしまったことはいえない。

博物館実習が理想的に、あるいはそれに近い形で実施されしかも効果のあがっている事例も貴重であり大いに参考になろう。しかし、一方ではそれと同様に、あるいはそれ以上に大切なこととして、各大学における問題点の整理が行なわれ、その問題の核心をお互いに追求し、そ

こから問題点解決への糸口を把握する方向が示されるのが、この協議会の1つの目的ではなからうか。1回の大会で、また、限られた時間内に時計を気にしながらあれもこれも協議・検討することは当然できないであろうが、やはり実状とそれを踏まえた問題点が1つずつ整理され、それらを積み重ねていく方向での努力を痛感している。

短期大学での学芸員補の養成

今回の大会で最も印象強く感じたのは合同部会での「短期大学の学芸員補養成課程について」である。昭和55年度開講の立教女学院短期大学と56年度開講予定の郡山女子短期大学の事例報告は、短大における「学芸員補の養成」という全く新たな試みについての報告である。これは4年制大学での博物館学講座（課程）・学芸員養成課程の位置づけやあり方にも関連するものとして受けとめたい。

「学芸員補」については『博物館法』第4条5に「博物館に館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる」と、さらに、同条6に「学芸員補は学芸員の職務を助ける」とうたわれている。また、第6条には「学校教育法（昭和22年法律第26号）第56条第1項の規定により大学に入学することのできる者は、学芸員補となる資格を有する」とされている。以上が博物館法にあらわれている学芸員補に関する条文である。すなわち学芸員補は、博物館の事業で専門的事項をつかさどる学芸員の

職務を助ける職として位置づけされ、大学に入学できる者は学芸員補となる資格をもつことになる。しかし、学芸員補の資格を得るための規定は全く触られていない。

法的には、短大において博物館に関する科目の単位を修得し、3年以上博物館で学芸員補の職、ないしそれに類する施設で職につくことによって「学芸員となる資格」を有するものとして、その効力が発揮されることになる。結局、短大で博物館に関する科目の単位を修得した者に対する資格については、博物館法で何もうたわれてないのである。

短大での学芸員補養成課程の開講は、博物館学芸員への道が1つ開拓されたことになり、大いに歓迎されるべきであろう。また、立教女学院短大での報告の中でみられるように、学芸員補資格の取得目的が女性の新たな活躍分野の開拓や社会教育のよき理解者の養成に置かれていることも理解される。

しかしながら、一方の現実として、学芸員として博物館への就職の機会がきわめて少ないことや、学芸員として仮に採用されても実際には専門性から逸脱した仕事に従事しなければならないという私立博物館での実状に接する時、学芸員の何かを改めて考えさせられるのである。また、大学で学芸員の資格を取得していても実際の博物館活動ではほとんど役に立たないとか、あるいは学芸員資格取得を大学院で実施すべきであるとか、などの意見が聞かれ、学芸員養成の専門性が問われている。このように4年制大学での学芸員課程・講座での学芸員養成のあり方や目的の再検討が迫られていると考える

筆者は、短大での学芸員補資格の取得についてはどうしてもある種の抵抗を感じるのである。

学芸員となる資格や学芸員養成などを目的とするのではなく、社会教育のよき理解者を育てる立場から、それを目的とした1つの機会として、博物館に関する科目などが短大においても開講され、より広い視野からの教育活動の1面としての位置づけがなされないであろうか。すなわち、「学芸員補」という資格の取得を目的としていない博物館に関する専門科目などがカリキュラムに組込まれるならばどんなにすばらしいことだろうか。資格に関係ない科目は開講する大学にとっても、また、受講する学生にとっても全く興味も関心もない存在になってしまうのであろうか。

大学における博物館学講座（課程）・学芸員養成課程は現状のままでよいのか、その目標なり、目的なりを再検討すべき時期に来ているのではないかという自分自身の焦りがあるだけに、今回の大会で報告のあった短期大学における学芸員補養成課程のあり方と今後のなりゆきに、大きな関心をよせている。

大学・短大での学芸員・学芸員補の養成については各大学でそれぞれの特徴を生かした目的なり方法で実施すればよいとの考え方もあろうが、一方では、開講しているすべての大学での共通基盤や共通認識の上に立って協議できる部分を内在しているものと思われる。今回の短大での学芸員補養成の新たな局面を1つの機会として、大学における博物館学講座・学芸員養成課程のあり方を共通の問題として再検討することを心から願うものである。